

# 検察庁調活費・「裏金づくり」と 「不正使用」の実態を生々しく証言

—三井・高橋両証人—

大阪拘置所前にて



仙台市民オンブズマン  
弁護士 坂野智憲

仙台高検と仙台地検に対し平成10年度分の調査活動費に関する文書の公開を求めたが、支払明細書の支払明細欄と受取人の領収書は全面不開示とされた。そこで右不開示処分の取消を求めて提訴した。仙台地検の調査活動費は平成10年度840万円だったのが、平成12年度には346万円余に激減している。全国の地検、高検、最高検の合計額では平成10年度約5億5235万円だったのが平成12年度には約2億2582万円余に、平成14年度の予算では約8000万円まで激減している。調査活動費は裏金として検察幹部の遊興費などに流用されているという疑惑が指摘されている費目である。仙台市民オンブズマンは、今回の不開示処分が、調査活動費が裏金として使われていることの発覚を避けるために、不開示規定を濫用して不開示処分したもので違法である、と主張している。

その立証のため、調査活動費が裏金とされることを公表しようとした直前に逮捕された、元大阪高検公安部長三井環氏の証人申請をした。三井氏の証人尋問は11月7日大阪拘置所で行われた。三井氏は証人尋問において、高松地検次席検事、高知地検次席検事在職当時、調査活動費を使った裏金作りに自ら関与した経験をもとに裏金作りの実態について詳細に証言した。裏金の使途についても検事正や検事長の専属的な遊興費として使わ



れ、検察幹部の部内での接待費用にも使われており、自分もその接待に同席したなどと証言した。さらに裏金疑惑の内部告発をきっかけとして検察内部でも裏金として使われていた調査活動費をこの際返上しようとの意見も出たが、返上すると裏金疑惑を認めることになるため結局返上しないこととされたこと、本来どのように使用したらよいか分からないので、そのための調査活動費マニュアルが作成されたことなども証言した。

次いで11月26日、元検察事務官で副検事もつとめた高橋徳弘氏の証人尋問が行われた。高橋証人は仙台高検庶務課長や事務局長から調査活動費の偽造領収書の作成を依頼され数回に渡り数十枚

# オンブズマン

No.17 / 2002年12月13日(金)

発行 仙台市民オンブズマン  
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F  
宮城地域自治研究所内  
TEL (022) 227-9900 FAX (022) 227-3267  
<http://www.hiplaza.netspace.or.jp/doc/omb/index.htm>  
e-mail:s-ombuds@nifty.com

の領収書を偽造したことなどを証言した。

高検・地検側は相変わらず知らぬ存ぜぬで具体的な反証活動をしようとしない。仙台市民オンブ

ズマンでは今後偽造を依頼した元仙台高検事務局長らの証人尋問を申請し、裏金作りの実態をさらに立証していく予定である。

## 県警旅費住民訴訟(第2次)を提訴

仙台市民オンブズマン  
弁護士 斎藤 拓生

県警旅費住民訴訟(第1次)は、2回も延期された最重要証人である庄子信一証人の尋問期日の直前の5月7日に被告らが請求金額149万3070円について認諾したため、終結となった。同証人の尋問によって、カラ出張が明らかとなることを回避するためであったことは明らかである。

上記認諾後の5月24日、知事は情報公開審査会の答申に沿って、捜査関係用務、警部(相当職)の氏名等について公開幅を広げる新たな開示を行った。その結果、平成6、7年度の業務視察、事務連絡関係の県外出張の全てがカラ・ムダ出張である疑いが強まった。即ち、平成6年度の、庄子信一・田村秋志両課長補佐ら4人の職員の出張は、延出張件数の77%を占めること、平成7年度の場合も庄子信一課長補佐ら4人の出張が75%を

占めること等、特定の人物に出張が集中するという、カラ出張のパターンが明らかになったのである。

オンブズマンは、6月24日に新たな住民監査請求を行い、7月17日には宿泊先等について徹底した監査を行うよう意見陳述を行った。監査委員はこれまでよりも一步踏み込んだ監査を行ったが、カラ出張の事実は確認できなかったとして請求を棄却した。しかし、同時に全ての出張について出張の事実も確認できなかったとした。

オンブズマンは、「限りなく黒に近い灰色は黒と認定するべきである」として、8月30日に氏名が明らかになった10人の職員(当時)を相手に、380万1640円の返還を求める住民訴訟(第2次)を提訴した。被告は期日徒過を理由に却下を求め、ムダな抵抗を試みている。

## 政務調査費の透明性・支出内容を問う

仙台市民オンブズマン副代表  
弁護士 山田 忠行

政務調査費については、この間いろいろな動きがありました。

1つは政務調査費のランキング調査です。北海道・東北ネット(6月29日~30日)の調査をもとに、9月の全国大会に向けて全国的な調査が実施されました。その結果は、都道府県・政令市など交付額が高額なほど透明性が低いということでした。宮城県・仙台市もその例にもれず、100点満点の23点と8点という惨たんたる結果でした。一方県内の市町レベルでは、古川市が1位(85点)、

白石市・石巻市が4位(77点)、河南町が12位(69点)と健闘しました。

2つには、上記の調査結果をふまえて、県議会・仙台市議会に透明性をアップするための条例改正を迫っていることです。宮城県議会議長に対しては、10月4日に申し入れを行い、10月25日には改正すべき事項について、具体的な提言を行いました。それは、領収書、視察計画書・報告書の議長への提出、旅費の実費支給など6項目です。議長は、10月4日の申し入れの直後に、2月県議会での条例改正をめざす旨の発言をしましたが、県議会の会派内には消極的な意見もあるといわれ

ており、今後の働きかけが重要となっています。一方仙台市議会については、訴訟の中で、被告の各会派は裁判所から改正案を提出するよう求められていますが、あまり期待が持てそうな状況ではありません。もちろん、オンブズマン側は、県議会と同レベルの改正をすべきと強く迫っています。

3つ目は、支出の中身についての問題提起です。仙台市議会自由民主党・市民会議の佐々木両道議員の出張は全くひどいものでした。平成13年度の21件の個人としての出張は、明らかに不正の疑いが強いもので、オンブズマンが監査請求をする（構えを示す）と、さっさと返してしまいました。返せば済むという話ではありませんので、監査請求をしましたが、監査委員は、損害が発生していないということで棄却。差止め請求も、今後も不正を行う可能性は高くないとしりぞけました。監査委員は、政務調査費について全くの弱腰です。このままにしておいては今後も不正が続くので、12月10日に自由民主党・市民会議への支出差止



めを求める訴訟を提起しました。さらに、他の会派についても疑問のある出張について公開質問書を出しましたが、各会派連名で、訴訟への対応を理由に具体的な回答を拒否してきました。12月例会で検討し、今後の対応を決める予定です。もう1つ名取市議会（政友会）についても、タイアップメンバーとの協力を得て12月6日に監査請求を行いました。

## 水の森旧図書館用地について監査請求

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ  
弁護士 松澤陽明

11月14日、水の森旧図書館用地問題で監査請求を行いました。

平成元年に仙台市は、水の森三丁目の土地約7300m<sup>2</sup>を、図書館建設のために引き取る予定年度を平成3年度として、土地開発公社に4億8000万円余で購入させたのですが、土地は活用

されないまま、平成13年11月に特別養護施設建設用地として公社から引き取られました。この間、土地取得のための借入金利息は2億5000万円を超え、市はこれを含めて約7億4000万円で公社から買い取る羽目に陥ったのです。

このように土地遊休化により、仙台市は甚大な損失を受けたのですから、過失なく事務を執行していたと弁明できない限り、担当者は市の損失を賠償すべき責任があります。従って、監査請求は、責任の所在を明らかにして、責任者に損害賠償を求めるなど適切な処置をとることを求めています。

実は、水の森図書館（分館）を建設する計画は全くありませんでした。昭和63年に策定された図書館整備基本計画では、広瀬図書館（分館）を除いて、分館の整備は平成10年度以降の第二次整備事業で行うことになっていたのです。それなのに、平成3年度に水の森に図書館（分館）を建設するといって用地を購入することは、行政の計



画性からみてもおかしなことです。基本計画の変更ならば、担当部署できちんと討議されるはずですが、そうした記録もないのです。

どうも地権者から土地を売却したいとの話があり、その意向を汲んで（そこにどんな考慮があったのか問題です）、図書館用地にするという名目で購入したというのが実態のようです。担当した

教育長は藤井市長ですが、少なくともその決定過程をきちんと説明すべき責任があると思います。

今回の監査請求は、行政の計画性、行政の決定過程の透明性、事務執行の責任を問い合わせ、行き当たりばったりの無責任行政を正す役割を持っています。監査結果がどのようなものになるのか楽しみです。

## 住基ネットに異議ありやす

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ  
弁護士 内田正之

最近、オンブズの関係には、とんとご無沙汰のあつしですが、住基ネット問題、とりわけ共通番号制の問題についてやあ、徹底した番号制の国、スウェーデンにまで行って来たってほどの思い入れをもっておりやす。ってな訳で、師走に入ったばかりの2日（月）10時から仙台市役所で、住民票コード付番に対する審査請求の口頭意見陳述を、約1時間にわたってやってめえりやした。メンバーは、タイアップの佐藤勝子さん、加藤日出夫さん、弁護士では増田隆男、十河弘、そして実際に陳述を行ったあつしの5名。向こうさんは早く切り上げたいから20分程度しか時間ねんだろうなと思って念のため持ち時間聞いたら、嬉しいじゃありませんか、「この部屋は1時間とてあります」の返事。「そんなにかかるないと思いますが」と言いつつ、しっかり1時間めいっぱい喋つちました。

1時間も何を喋ってきたって？ 忘れちゃいましたよ。ただ、約2万字にも及ぶ意見書ってやつを作ったんで、ご希望の方にやお送りしますよ、ネット（メール）通信で。しかしネットってやつも便利だねえ。瞬時に膨大な情報を何人にも、何回でも送れるじゃありませんか。検索もできるし、あつしみたいに忘れるなんてこともないし。そうそう、住基ネットはこの便利さがくせものなんですね。国がこうした便利さを利用して、あつしらの個人情報を何もかも名寄せしたら、怖いなんてものじゃありませんぜ。あつしらの情報にみんな



11桁の番号がついたら、名寄せなんて簡単でさあ。

最後に耳よりな話を教えやしょう。個人情報保護条例上的是正請求（自治体によっては中止請求）なら教示があろうがなかろうが、期間制限なんてありません。しかも、この申出があると、必ず個人情報保護審査会にかかるんでさあ。あつしもこの是正請求ってやつをやろうかと思ってるんですがね。ひとつ問題があるんでさあ。あつしのダチ公の半澤力が仙台市の保護審査会の委員だってんですよ。あいつの判断見てみてえが、あいつもやりにくいかもしんねえな。宮城県の条例で県に請求するって手もあるが、ダチ公の女房の村松敦子さんが保護審査会の委員だってよ。意見述べんのも、ちょっと怖えな、あつしは。

# 第9回・第10回全国大会

仙台市民オンブズマン  
副代表 河 村 直 人

第9回全国市民オンブズマン栃木大会（9月14～15日）は、500名の参加者があり、盛況のうちに終了いたしました。仙台からはオンブズマン12名、タイアップグループ14名が参加いたしました。全体会議（13:00～15:20）においては、「包括外部監査の通信簿発表」「議員・会派の政務調査費の開示度と支出傾向」「議会費用に関する監査の状況」「情報公開請求者問題」「談合弁護団からの監査請求の提案」について報告並びに提案がありました。分科会（15:30～18:30）は、「公共事業」「談合対策」「包括外部監査」「情報公開」「監査請求・新住民訴訟制度」の五つが開かれ、それぞれ活発な意見交換が行われました。懇親会（18:30～20:30）は、250名で開催され、開始から20分ほどで食べ物がなくなる状況でした。翌日は、全体会（9:00～12:00）が開催され、各分科会の報告、各地報告がされ、最後に決議・大会宣言を採択し、次回開催を仙台で行うことを決定して終了いたしました。

第10回大会は、第1回開催地の仙台で行うことが正式に決定されました。日程、場所は下記



の通りに決定し、12月3日に、実行委員会を発足させ、参加者数を県外300名、県内700名の合計1,000名以上、心温まる歓迎をすることを目標に掲げ準備に入りました。オンブズマン、タイアップグループ総力を挙げて仙台市民オンブズマンの存在感を示したいと思っております。この機会に、タイアップグループ会員の増強も推進していきたいと思っておりますので、皆様の絶大なるご協力をお願いいたします。

## 【第10回全国大会日程・会場】

2003年8月30日(土) 13:00～20:30

2003年8月31日(日) 9:00～12:00

仙台国際センター

## 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク例会報告

～次回は仙台で開催！～ぜひご参加を！～

仙台市民オンブズマン事務局次長  
弁護士 十河 弘

前回の札幌でのネットワーク例会では、政務調査費の使途の透明性を問うフォーラムを開催しましたが、次回のネットワーク例会（仙台にて）は政務調査費の透明性のみならず、支出内容の当否についてもつっこんだ議論をする予定です。現在それに向けて、各地のオンブズマンにおいて、政務調査費に関する情報公開請求をしてもらい、これを分析し、不適正と思われる点について監査請求を出す、という活動を進めもらっています。仙台市民オンブズマンの取り組みについては、当会報の記事で紹介しているとおりです。

次回例会では、仙台地裁で進行中の政務調査費

返還請求訴訟の動向をも踏まえて、どうすれば政務調査費の使われ方を市民に明らかにできるのか、どうすれば適切な内容の支出とすることができるのか、といった方法論まで議論ができると思います。政務調査費問題は議会の行政チェック機能を正常化させるためには避けては通れない大きなテーマです。全国市民オンブズマン連絡会議の第10回全国大会（仙台で開催！）でも一つの大きなテーマとなりますので、それにつなげるためにも、ぜひ、多くの方々の参加をお願いします。

次回例会：平成15年1月25日(土) 午後1時半から

26日(日) 正午まで

仙台弁護士会館4階にて

## 調査活動費・報償費で異議、審査請求申し立て

仙台市民オンブズマン  
事務局長 庫山 恒輔

仙台高検・地検、東北公安調査局等の情報公開訴訟で、被告(国)は、「情報の一体化」論や、実施機関の第一次判断権の尊重規定（法第5条第4号）を盾に、不開示決定を合理化しようとしている。調活費を裏金として使っておいて、よくもそんなことを言えたものだ。それじゃ、情報公開審査会でのインカメラ審査によって、実際に不開示情報なのかどうかを判断してもらうことにして、異議申立てをすることにした。つまり、訴訟と不服申立ての2本立て、国の開かずの扉をこじあけようという作戦だ。

まず、7月23日付で、最高検検事総長と公安調査庁長官宛に異議申立書を提出した。最高検や公庁で調活費を使っての調査活動などしているわけがなく、数千万円から数億円の調活費の使途のインカメラ審理が注目される。次いで外務省の報償費（機密費）についても、9月13日付で異議申立てを行った。同種のものとして、県費では、県警の報償費があるので、これについても7月23日付で審査請求書を公安委員会宛に提出した。これらの内、県警報償費についてはすでに審査会に意見書を提出済み。公安調査庁の調活費は意見書作成中。他の2件はいまだ情報公開審査会に諮問されておらず、手続きを急ぐよう督促中である。

## 国体見直しについて提言発表

仙台市民オンブズマン  
歯科医師 伊藤 智恵

1999年に着手した国体に関する調査は、本年11月27日に提言を発表して、一応の区切りをつけた。「国民体育大会に関する提言—今こそ、見直しの国民的論議を—」は遠山敦子文部科学大臣、安西孝之日本体育協会会長に郵送するとともに、各都道府県知事にも送付された。

第56回みやぎ国体の前後に行われたアンケート調査によって、国体の簡素化・効率化について、開催地の生々しい声が寄せられ、それを踏まえた

私たちの提言は以下の通りである。

- (1) 三者（国・体協・都道府県）共催にふさわしい経費負担のあり方を検討する。
  - (2) 競技施設の整備基準を見直し、備品等の有効活用を促進する。
  - (3) リハーサル大会については、必要性も含めて抜本的な検討を加える。
  - (4) 事務の簡素化を徹底する。
  - (5) 競技団体の派遣役員数の見直しを進める。
  - (6) 都道府県対抗、持ち回り方式の見直しを含め、国体そのもののあり方に根本的な検討を加える。
  - (7) 国民的な論議の場として、（仮称）国体のあり方検討委員会を設置する。
- 今後私たちは、本提言を契機に国体のあり方についての国民的論議が巻き起こることを期待し、来年度以降の国体を見守り続けたい。

## 第7回情報公開度ランキング

仙台市民オンブズマン  
事務局長 庫山 恒輔

第7回情報公開度ランキングは、次の4項目について調査することになり、12月10日開示請求を行った。(1)首長交際費、(2)県警本部長交際費（都道府県のみ）、(3)工事成績評定文書、(4)定期監査書類。(1)は従来通りの調査でいわば定点観測。(2)は警察文書のチェックが目的。(3)、(4)は今回はじめて請求するもので、いわば目玉の文書。おそらくこの文書の開示の度合が、ランクを左右することになる。

(3)の工事成績評定文書とは、竣工検査の終了した工事について、一定の採点基準にもとづいて採点を行い、採点結果を業者に通知する際に作成されるもので、法的に作成が義務づけられているものだ。公共工事の透明性と検査体制をチェックすることが調査のねらいである。(4)は、定期監査の通知から監査結果の公表に至る一連の過程で作成される文書である。特に監査委員事務局の予備監査、監査委員の本監査の内容がどこまで公開されるのかが調査のポイント。宮城県監査委員は、これまでこれらの文書を意思形成過程文書として非公開としてきたが、今回の調査にどう対応するかが注目される。



## 大年寺山住民訴訟

仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 小野寺 信一

9月17日に言い渡された大年寺山住民訴訟の上告審の判決は、「原判決破棄、原審（仙台高裁）に差し戻す」というものであった。住民監査請求は、違法・不当な財務会計行為があった時から1年以内にしなければならないが、「正当な理由」があれば、1年後もできることになっている。そこで、問題になるのが「正当な理由」の意味である。判例の解釈としては、住民の知らないところで秘密にやられたようなごくごく例外的な場合を指すというのが主流であった。だが、カラ出張を例にとるまでもなく、住民は知らないが、内部の職員にとっては、常識ということがありえる。従って、意味の曖昧な「秘密裡」の場合だけに「正当な理由」を限定するのは誤っていると私達は言い続けてきた。大年寺山の最高裁でもむろんその点が問題となった。半澤弁護士の情理を尽くした弁論は、感動的であった。その結果、最高裁は、長年、住民監査請求の門を塞いできた「秘密裡」を遂に撤廃し、注意深い住民が気付くことができなかつた時には、「正当な理由」があるという画期的判断を下すに至った。しかし、最高裁は、返す力で「住民が気付くことができた時」を住民に厳しく設定してきた。大年寺山の場合、決算書に「大年寺山公園 5294.1m<sup>2</sup> 9億円」と書いてあったのだから、決算書を見ることができた時点で、不当売買に気付き、監査請求をすることが出来たと考えられる。しかし、市民の目に、いつ決算書が触れたのかが明らかでないので、原審に差し戻す（原審でその点をはっきりさせる）というのである。大年寺山といつても、市街化区域の平地もあれば、調整区域の崖地もある。決算書を見ただけでは、どの場所をいくらで買ったのかがわからないし、それを根拠に監査請求しても、特定性が十分でないということで監査委員は受理しないと主張したのだが、最高裁は受け入れなかつたのである。実情を無視した机上の判断といわざるをえない。

以上のように、大年寺山住民訴訟は、「秘密裡」を撤廃し、長年、「正当な理由」の前に立ちふさがった壁を押し倒す画期的判断を獲得したが、（決算書だけで監査請求をすることができたという枠が最高裁によってはめられた以上）訴訟そのものとしては、厳しい展開となつた。差し戻し後の高裁の第1回は1月22日である。

## 農産加工施設への補助金返還請求訴訟 200万円の返還で和解成立

仙台市民オンブズマン  
弁護士 高橋輝雄

本件は、宮城県の農業振興補助金775万円が、佐々木久壽県議の妻が代表者となっている団体に交付されましたが、

その交付が違法であるとして、右金額を県に返還せよという住民訴訟です。佐々木県議の本人尋問が2回行われた後、裁判長の勧告で和解協議が続けられていきましたが、11月11日の弁論準備手続で和解が成立しました。和解の内容は、「被告研究会及び被告久壽は、本件事件の和解金として200万円を宮城県に支払うものとし、同金員を連帯して平成15年1月末日までに宮城県に対して支払う」というものです。事業の見通しの充分な検討もなしに交付された、安易な補助金行政のあり方に警鐘を鳴らすものとして、大きな意義を持つものです。

## 犯罪捜査報償費住民訴訟

仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 小野寺 信一

「県警のカラ出張の住民訴訟で、被告が請求を認諾して約150万円を県に返還したということは、カラ出張があつたということである。カラ出張があつたということは、より一層、情報非公開のペールに包まれている犯罪捜査報償費には確実に不正があるということだ。差し止めの被告となっている知事は、犯罪捜査報償費が適正に支出されているかどうか自ら監査請求し、白黒をつけるべきである。それが予算の執行責任を負う知事の当然の責務だ」という理由で、訴訟の対象となっている犯罪捜査報償費の支出について、知事による監査請求を求めて2回公開質問を知事につきつけたが、腰が引けた知事の返事は、「訴訟の推移を見たい」という残念なものであった。実体審理に入るか、被告らが頑なに主張している監査請求の特定性について判断を下すか、前回の口頭弁論で、裁判所は後者を選択した。そこで私達としては、決算書だけで監査請求ができる（するべきである）という大年寺山の最高裁判決を逆に根拠にして、監査請求の特定性はゆるやかでいいはずだと主張し、なんとか裁判所を実体審理に入らせるつもりである。

## 医学研究費等住民訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 野呂圭

仙台市健康福祉局や仙台市立病院で支給されている医学研究費（市立病院では救護医療研究費も加わる。）はヤミ給与であり違法な補助金の支出だとして昨年8月に提訴した住民訴訟も大詰めを迎えてきました。この間、オンブズマンは過去2、3年の医学研究費の使途の実態に基づき医学研究費が研究とは関連のないものに使用されていることを明らかにするとともに、仙台市以外の全国の各主要都市の多くでは医学研究費制度のようなものが存在しないことを明らかにしてきました。その結果、仙台市及び市立病院は来年度以降の医学研究費制度の抜本的な改革をする方針

を立て、その具体的な内容の検討に入りました。市民が納得できる改革となるよう最後までしっかりと内容を詰めていきたいと思います。

## 仙台市政務調査費住民訴訟・同国賠訴訟について

仙台市民オンブズマン  
弁護士 松下 明夫

裁判所からの勧告もあり、被告各会派側が政務調査費の透明性を確保するべき制度改善策を提示することになっている。仙台市民オンブズマンとしては、如何なる改善をするにも実態の解明が先決であること、領収証、内訳書、報告書の3点セットの開示は不可欠であること等を求めている。次回期日は12月16日(月)午後4時30分。

## 県警旅費・食糧費情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 斎藤 拓生

県警の旅費・食糧費関係文書をめぐる情報公開訴訟では、情報公開の結果、警察活動に関する支障が生ずるか否かが争点となっています。もちろん、文書の内容によっては、それが、公開されると、警察活動に支障が生ずることがあることは否定できません。しかし、支障があるかどうかは、文書毎に、個々具体的に判断されるべきです。それにもかかわらず、県警は、具体的な支障を説明しないまま、警察文書は可能な限り非公開にすべきであるという不当な主張を繰り返しています。

本件訴訟は、終結して、1月16日に判決が言い渡されることになっています。

ところが、最近になって、裁判所から、いろいろとわからない点があるので、当事者から説明を受けたいとの申し出がありました。本来、裁判所は、当事者の主張を十分理解して、争点をきちんと整理して、必要な審理を尽くしてから、結審すべきです。今回の裁判所からの申し出は、当事者の主張を十分に理解しないまま、拙速に結審してしまったことを自認するものです。仙台市民オンブズマンでは、裁判所の不当な対応に厳しく抗議しました。

## 県警報償費・情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン  
弁護士 鈴木 覚

本件は、既に最終準備書面を原被告から出し合って、平成14年10月3日に結審し、平成15年1月16日午後1時10分から判決予定となっていました。

ところが、近頃、裁判所より、結審後であるにもかかわらず、進行協議の名目で、判決に向けて双方の主張の整理を行いたい旨の連絡がありました。

結審後の事実上の進行協議期日において主張整理を行うことは、口頭弁論を経ないまま主張があつたものと擬制するに等しく、手続上極めて大きな問題があります。

そこで、裁判所に対し、弁論再開を申立を行い、同申立

書において、原告としては、そもそも裁判所が、結審後にこのような事務連絡をすることは、当事者の主張を十分に理解しないままに手続を進め、不十分な主張整理のもとに拙速に結審したものと評価せざるを得ず、極めて遺憾であることを申し添えました。

## 東北公安調査庁の調査活動費の支出に関する情報公開訴訟報告

仙台市民オンブズマン事務局次長  
弁護士 十河 弘

本裁判はほぼ全面不開示とされた東北公安調査局の調査活動費の支出に関する資料の公開を求めるものです。調査活動費は情報提供者への謝礼等に充てられるのですが、支出額全部が使い切られるという不自然さで、不正支出の疑いが濃厚です。被告は「開示不開示の第一次的判断権は当局側にある」「公安調査活動に支障が出るので書式すら開示できない」などと主張し、徹底的に開示を拒んでいます。オンブズマンはこれらに逐一反論しておりますが、今後は元調査官の陳述書(調査費使途の内情を暴露する内容)を提出し、同調査官の証人申請をする予定です。次回以降の予定は下記のとおりです。

次回：平成14年1月20日(月)午前10時  
陳述書提出+証人申請

次々回：同年3月3日(月)午後1時30分から  
証人尋問予定

「官遊地住民訴訟」は当時の社会教育課長・青田証人、後任の社会教育課長・川島証人の証人尋問が終了し、旧水の森図書館用地の取得が、正に不要不急な取得以外の何者でもなかつことが明らかとなりました。原告側は最終準備書面を提出し、いよいよ裁判は大詰めを迎えています。次回期日は12月19日午前10時。

「在外公館報償費(機密費)情報公開訴訟」で被告側は最高裁に抗告していましたが、最高裁は9月24日、抗告を棄却しました。昨年7月16日の提訴以来、実に1年2ヶ月を経てようやく実質的な審理に入ることになったわけです。次回期日は2003年1月14日午後1時10分です。

# 「仙台市民オシブズマン」の活動

2002.6.17~2002.12.13

- 6. 17 県警報償費住民訴訟進行協議
- 18 北海道・東北ネットフォーラム打合せ
- 19 オンブズマン6月例会
- 20 仙台市中央一丁目第二地区再開発事業関係文書一部開示  
〃 請求者リスト関係文書一部開示（仙台市）
- 〃 県警不正支出問題についての知事回答の件で記者会見
- 21 県警旅費（平成9年度）・交通安全協会委託費関係文書一部開示  
〃 請求者リスト関係文書一部開示（県）
- 24 県警総務課旅費住民監査請求
- 26 北海道・東北ネットフォーラム準備作業
- 28 県警報償費（11年度）一部開示  
〃 東北公安調査局情報公開訴訟公判
- 29~30 北海道・東北ネット札幌例会



- 7. 1 政務調査費打ち合せ
- 2 地検情報公開公判
- 〃 情報公開法分科会打ち合せ
- 4 会計監査（オンブズマン・タイアップ）
- 6 オンブズマン・タイアップ総会、懇親会



- 8 医学研究費（市）住民訴訟弁論準備  
〃 高検情報公開公判
- 9 最高裁弁論（大年寺山）
- 12 米山町風のシェーブル住民訴訟弁論準備
- 15 県警内部調査関係文書開示  
〃 県警旅費住民監査請求意見陳述打ち合せ

- 16 県警内部調査関係文書（知事への回答）開示  
〃 県警報償費住民訴訟進行協議
- 17 県警旅費住民監査請求意見陳述
- 18 医学研究費等（市立病院）住民訴訟公判
- 19 官遊地住民訴訟証人尋問
- 21 全国連絡会議拡大幹事会
- 22 政務調査費住民訴訟公判  
〃 追町住民訴訟公判  
〃 政務調査費打ち合せ
- 22 県警報償費審査請求書、最高検調査活動費・公安調査庁調査活動費異議申立書提出
- 24 仙台市議会監査関係文書開示
- 25 県警旅費食糧費、報償費情報公開公判  
〃 石巻ルネッサンス館問題打ち合せ
- 26 福島県伊達地区小中学校事務研究会講演
- 28 石巻市議会傍聴（ルネッサンス館問題）、訴訟支援についての記者会見
- 29 県議会監査関係文書開示

- 8. 6 タイアップグループ例会
- 8 警察情報公開シンポ打ち合せ
- 9 葉害タイアップ仙台支部例会
- 12 タイアップ支援企画チラシ等発送作業
- 18 政務調査費ランキング判定委員会
- 19 警察情報公開シンポ打ち合せ
- 20 北京JAC仙台メンバー来所
- 22 政務調査費打ち合せ
- 23 県警旅費監査請求棄却・コメント発表
- 26 仙台市都市再開発課ヒアリング  
〃 タイアップ支援企画実行委員会
- 27 戸田さん訴訟の件で打ち合せ  
〃 オンブズマン8月例会
- 30 第9回全国大会資料集の件で打ち合せ  
〃 県警旅費住民訴訟提訴
- 31 「警察情報の公開を考える」シンポジウム

- 9. 1 全国連絡会議拡大幹事会
- 2 医学研究費公判（市）
- 〃 県警情報公開訴訟打ち合せ
- 3 東北公安調査局情報公開訴訟公判
- 4 H.P.の件で打ち合せ
- 6 仙台市政務調査費住民監査請求書提出  
政務調査費住民訴訟弁論準備  
〃 高検情報公開公判、三井証人採用  
〃 北海道・東北ネット打ち合せ
- 10 地検情報公開公判、高橋証人採用  
〃 仙台市議会政務調査費関係文書開示  
〃 米山「風のシェーブル」住民訴訟弁論準備  
〃 タイアップ支援企画実行委員会
- 11 追町住民訴訟公判  
〃 第9回全国大会資料発送  
〃 第9回全国大会情報公開分科会打ち合せ
- 12 外務省報償費異議申立書発送
- 13 第9回全国大会記者会見（宇都宮）  
〃 政務調査費県内ランキング発表

## 14~15 第9回全国市民オンブズマン栃木大会



## 17最高裁大年寺山判決、花京院弁論

- 19 医学研究費等（市立病院）公判
- 〃 官遊地証人尋問
- 〃 県警情報公開訴訟打ち合せ
- 〃 タイアップ支援企画実行委員会
- 20 法政大学学生来所
- 21 「迫ゆめ・みらいの会」講演とシンポジウム
- 26 村田町住民来所
- 27 東北公安調査局情報公開訴訟弁護団打ち合せ
  - 〃 オンブズマン9月例会
- 10.1 県警報償費住民訴訟弁論準備
  - 〃 米山町「風のシェーブル」住民訴訟弁論準備
  - 〃 タイアップグループ例会
- 3 県警旅費・食糧費情報公開訴訟結審
- 〃 県警旅費住民訴訟公判
- 4 政務調査費の件で県議会議長へ申し入れ



- 〃 仙台市消防局ヘリコプター関係文書一部開示
- 8 政務調査費打ち合せ
- 9 支援企画VI打ち合せ
- 10 日弁連人権大会（警察シンポ）
- 11 東北公安調査局情報公開訴訟打ち合せ
- 14 全国連絡会議拡大幹事会
- 15 政務調査費監査請求意見陳述
- 16 支援企画VI「津軽三味線で元気をギターで癒しを」
- 18 村田町住民来所
- 21 医学研究費住民訴訟弁論準備
- 22 消防局ヘリコプター関係文書一部開示
- 23 住基ネット審査請求書提出
- 24 オンブズマン10月例会
- 25 政務調査費に関する提言（県議会議長宛）提出
- 26 北京JAC仙台講演
- 28 政務調査費住民訴訟等弁論準備

- 29 国体打ち合せ
- 31 住みよい蔵王町をつくる会集会
- 11.1 村田町談合問題住民監査請求
- 6 政務調査費打ち合せ
- 7 仙台地検情報公開訴訟証人尋問（三井証人・大阪拘置所）
- 8 国体打ち合せ
- 11 米山町「風のシェーブル」住民訴訟和解成立（200万円返還）
- 〃 村田町住民集会
- 12 住基ネット意見陳述（利府町）
- 〃 仙台高裁情報公開訴訟証人調べ打ち合せ
- 〃 公共事業部会
- 13 蔵王町住民来所
  - 〃 薬害タイアップ仙台支部例会
  - 〃 地下鉄東西線検討会
- 14 水の森旧図書館用地住民監査請求
- 15 蔵王町住民訴訟提訴
- 〃 東北公安調査局情報公開訴訟打ち合せ
- 16 住民運動ネットワーク第1回例会
- 〃 美しい仙台を創る会集会
- 18 県警報償費監査要求せずとの知事回答
- 〃 東北公安調査局情報公開訴訟弁論準備
- 19 県警報償費住民訴訟公判
- 〃 オンブズマン11月例会
- 20 村田町談合問題監査請求却下、住民グループ来所
  - 〃 栃木県議会議員来所
- 20 市議会各会派代表者会議関係資料等開示
- 21 市議会各会派への公開質問書提出（政務調査費）
  - 25 医学研究費（仙台市）住民訴訟弁論準備
  - 〃 立教大学大学院生来所
  - 26 仙台地検情報公開訴訟証人尋問（高橋証人）
  - 27 国体に関する提言発表
    - 〃 タイアップグループ打ち合せ
  - 28 名取市政調査費打ち合せ
  - 29 築館住民訴訟控訴審判決
  - 29 青森市住民運動グループ来所
- 12.1 全国連絡会議拡大幹事会
  - 2 住基ネット審査請求意見陳述（仙台市）
  - 〃 監査事務局に対する監査資料一部開示
  - 3 政務調査費訴状検討会
    - 〃 タイアップグループ例会
  - 4 利府町アクセログ関係資料開示
    - 〃 名取市議会政務調査費監査請求
  - 5 県警旅費住民訴訟公判
  - 6 村田町住民訴訟打ち合せ
    - 〃 地下鉄東西線公開質問書提出
    - 〃 仙台市議会政務調査費（平成14年度）開示
    - 〃 会報「オンブズマン」編集作業
  - 9 会報「オンブズマン」編集作業
  - 10 第7回情報公開度ランキング資料開示請求
    - 〃 仙台市議会（自民党）政務調査費差し止め訴訟提訴
  - 11 会報校正作業
  - 13 会報「オンブズマン」No17発行

# 「癒された」「元気もった」 オンブズマン支援企画VI



『和と洋の競演－津軽三味線で元気を・ギターで癒しを』は、10月16日、仙台市青年文化センターでおこなわれました。

熊谷牧夫さんの『癒し』がテーマのギター演奏と『元気』がテーマの多田あつしさんと夢幻会のみなさんによる津軽三味線とうた。

今年はいつもより時期が早かったこと、他の行事と重なったこともあって、いつもに比べると客席に余裕がありましたが、お2人の演奏はテーマ通りの感動をくれました。

入場された方にアンケートもお願いしました。多くの方から、「良かった」との感想をいただきました。また、「支援企画は今後どのようなジャンルを希望しますか」でも、さまざまなジャンルを希望されており、期待の高さが判りました。このアンケートをもとに、さらに会員のみなさまの声なども伺いながら、次回の企画に生かしてまいりたいと思います。

今回初めての企画としてロビーにオンブズマン、タイアップの活動を紹介する「パネル」を製作しました。提案者で製作者でもある田村さんに、パネル製作の経過などを書いていただきました。そしてこのプランは来年8月の全国大会にも引き継ぎます。みなさまのご協力もお願いします。

なお、2003年は8月にオンブズマンの全国大会が仙台でおこなわれますため、タイアップグループはこの「全国大会」に力を集中することとし「支援企画」は1回お休みとなります。

## オンブズマン・タイアップグループの活動に親しみを

仙台市民オンブズマン・  
タイアップグループ 田 村 由香子

昨年の企画コンサートに参加したときに、せっかく集まられた皆さんに、日頃活躍されているオンブズマンやタイアップグループの活動内容を広く紹介できるコーナーがあるといいのにな、とふと思いました。それが、今年のパネル作りにつながるきっかけだったように思います。

縁があって、タイアップグループにかかわらさせていただくようになって、今までニュースのひとまでしかなかったオンブズマンの活動が身近に感じられるようになりました。主義も主張も特にない一市民でしたが、そんな私も、小さな正義を通すことの大切さ、複雑な世の中の難しさは常に感じていました。正しいことを正しいと言う

誠実な活動の仙台市民オンブズマンを支える、タイアップグループの活動は、小さなことからでも参加できることを何とか多くの方に伝えられないかと思いました。なんといっても、市民というのは私たち自身ですから。ただ、このパネル作りを引き受けた後、プレッシャーを感じたことは言うまでもありませんが・・・

今回のパネルは完成度は高くないかもしれません、その役割をうまく果たせていたら幸いです。支援企画に来た市民の方たちがオンブズマンの活動に少しでも親しみを感じ、何らかの行動にうつるきっかけになってくれればと思います。そして、来年の第10回全国オンブズマン大会を盛り上げるきっかけになることも願っています。

# ご協力ありがとうございます 来年は全国大会の年、さらに飛躍の年に！

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ会長  
弁護士 増田 隆男



支援企画へのご協力ありがとうございました。おかげさまでオンブズマンへ些少ではありますが、支援金をお渡しできました。12月3日の例会で贈呈式を行いましたが、当日は来年の第10回全国市民オンブズマン仙台大会の実行委員会の発足式も兼ねておりましたので、オンブズマンの事務局がある宮城地域自治研究所の部屋はいっぱいの盛況となりました。来年8月末の大会は1000名を目標とする壮大な計画ですから今後はタイアップグループの皆さんにも相当気合を入れて具体的な応援をお願いすることになります。当日は、私は東京で会議があり、開始時間に15分くらい遅れて参加となったのですが、極めてテンポの良い進行で、JTBの担当者を入れての打ち合わせも順調に進み、あっという間に終了。直ちに忘年会へと移行しました。ところで、来年1月25日・26日には北海道・東北オンブズマンネットワークが当地仙台で開催されます。

## 回文コーナー

★★★★  
回文士 法 曹 爽 歩

今回も、政界ネタでいきましょう。民主党の本丸がガタガタしているようです。

- 菅、信義問う 由紀夫にお灸と謹慎か ○
- 知れた民意聞かばと築いた城 恩に着せる鳩山  
いま と せきにん お だいす さ いんみだ  
今や問はる責任 「降ろし大好き」とバカ議員乱れし ○

内容は十河事務局長の報告に譲るとして、前日の夕方の懇親会は例年のオンブズマン・タイアップの合同新年会を兼ねていますので、是非多数のご参加を期待しております。仙台エクセル・ホテル東急での懇親会は多少参加費は高いのですが、来年の全国大会のリハーサルの意味合いもありますので、地元の皆さんのが大勢参加されることが重要です。会員の皆さんと有意義で楽しい時間を共有できることを楽しみにしております。

## 北海道・東北ネット懇親会＆ オンブズマン・タイアップ新年会

2003年1月25日(土) 18:00～

## 仙台エクセルホテル東急

(旧仙台東急ホテル) 3F 宮城の間  
仙台市青葉区一番町2-9-25  
TEL022-262-2411

会費 5,000円

(食べ物、飲み物の差入れお待ちしています)

## 会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい（振り込み用紙同封の方）。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。紹介チラシもありますのでご請求下さい。

会員登録  
七十七銀行本店(普通) 6530010  
郵便局振込 02290-6-8050  
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

## 仙台市民オンブズマン

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円  
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随时発行する。  
市民の為の公開講座などを開催する。  
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員：会長 1名、副会長 若干名

## タイアップグループ会則

- 会計 1名、会計監事 2名
- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。